



飼養衛生管理基準のポイント 第 32 号

令和 3 年 11 月 24 日

～ Ⅲ-28 家きん舎等施設の清掃及び消毒 ～

こんにちは、県南家畜保健衛生所です。
今回は、「家きん舎等施設の清掃及び消毒」です。

(基準本文)

28 家きん舎その他の衛生管理区域内にある施設を飼養衛生管理マニュアルに基づき定期的に清掃及び消毒すること。



あれ？前回の項目も同じような消毒だったよね？

前回の項目は資材と敷地について、今回は鶏舎などの施設についての内容なんじゃ。

家きん舎の消毒は決まった方法でやっていると思うんじゃが、**誰でも間違いなく実施**できるように、消毒薬の種類や濃度、実施する順番といった**手順**を「飼養衛生管理マニュアル」に**定めて、そのとおり実施**する必要があるぞ。



確かに、消毒薬の種類を変えたことがきちんと伝わってなくて、変更前の方法でやっちゃったことがあったなあ。

マニュアル作成は面倒かもしれないが、**ルールを目に見えるようにしてみんなで共有**することで、単純なミスを防ぐことができるんじゃよ。



鶏舎の消毒方法

- 1 清掃
エサ箱を撤去し、...
- 2 水洗
鶏舎内を天井付近から...
- 3 消毒
●%の塩素により...
※ 塩素： ●ml/水 1L
- 4 乾燥
.
.

